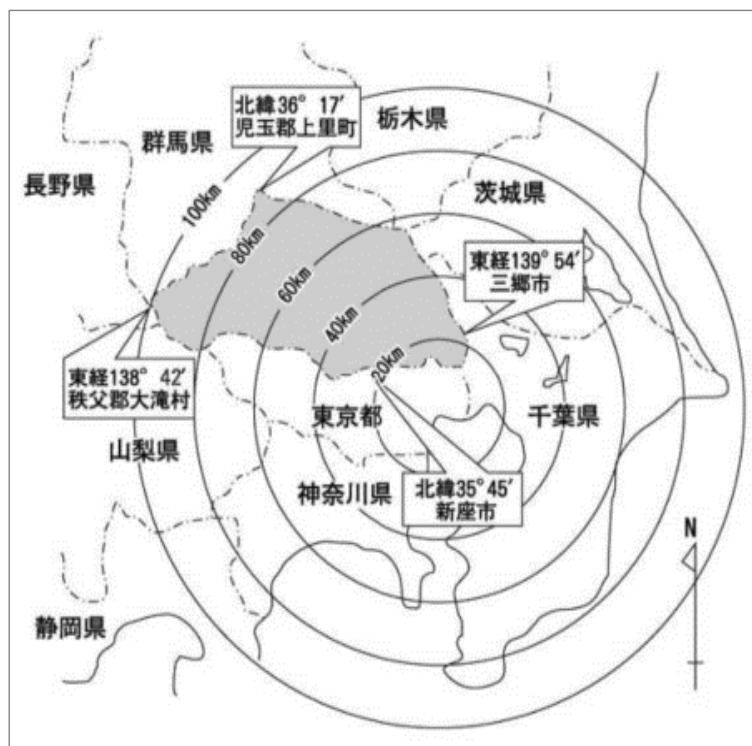


第3章 埼玉県の生物多様性をとりまく状況

I 自然環境の現況

1 位置及び面積

本県は、40市22町1村からなる関東の中西部に位置する内陸県で、1都6県に隣接し、全域が都心から約100km圏内に含まれています。東西約108km、南北約70km、面積約3,798km²で、国土の約1%に当たり、全国で39番目の広さです。

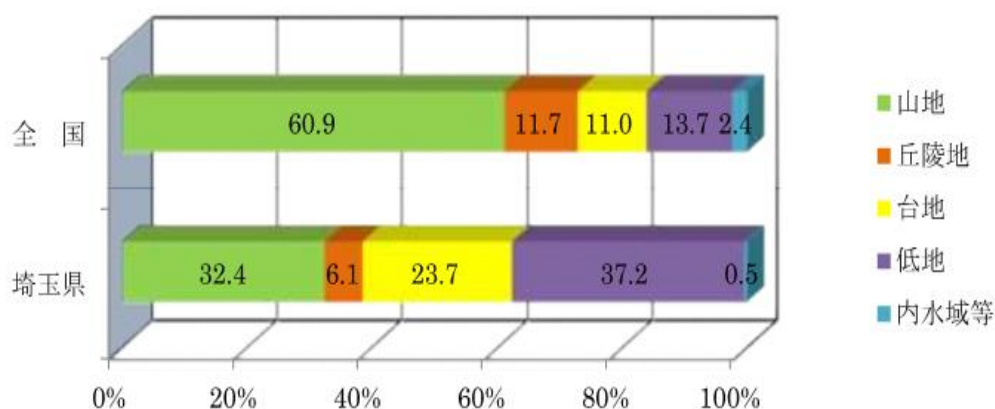


埼玉県の位置（「令和4年度 埼玉の土地」より引用）

2 地勢

本県の地勢は、西部の山地、中央部の丘陵と台地、東部の低地に大別されます。西部の山地は、標高2,000m以上の山々を有する奥秩父山地、東西に伸びる上武山地と南北に延びる外秩父山地とからなります。山地の東側には丘陵・台地が分布し、続いて最も広い面積を占める低地が広がっています。県全体では、標高50m以下の地域が県土の半分近くを占めています。

各地形の県土に占める割合は、山地約32%、丘陵地約6%、台地約24%、低地約37%であり、全国における割合と比べると、山地及び丘陵地の占める割合は小さく、逆に、台地及び低地の占める割合は大きくなります。

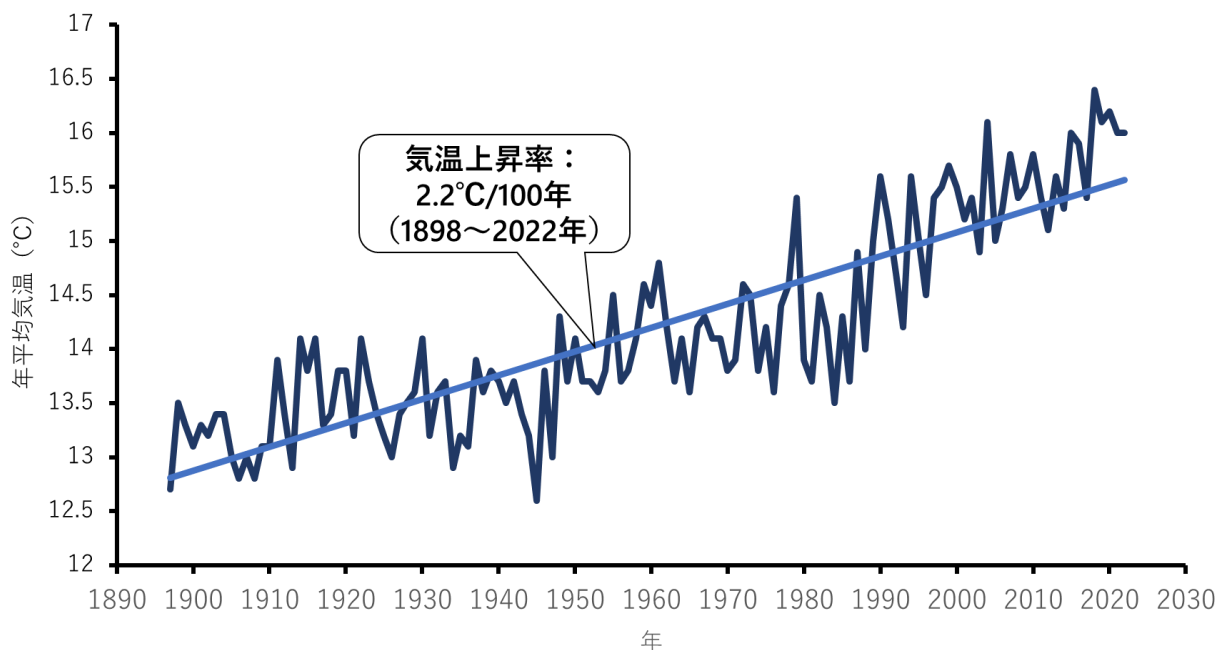


地形別面積割合（「令和4年度 埼玉の土地」より引用）

3 気候

本県の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥となる内陸性太平洋側気候で、外秩父山地を境に、西部の山地性の気候と東部の内陸性の気候に区分されます。熊谷における年平均気温及び年間降水量の平年値は、それぞれ15.4℃及び1,305.8mmとなっています。台風や大雪などの気象災害は年間を通じて比較的少ないですが、高温多湿となる夏期を中心に、局地的な集中豪雨・降雹の発生や台風の通過による被害が生じることがあります。冬期は、雨や雪の日があまりなく、北西からの強い季節風「からっ風」の吹く乾燥した晴天が多くなります。

近年、本県においては、地球規模の温暖化に加え、都市化によるヒートアイランド現象により気温が急激に上昇し、熊谷地方気象台の1898（明治31）年から2022（令和4）年までの間の年平均気温上昇率は、100年間に換算し2.2℃となり、世界の気温上昇率（0.77℃/100年）よりもかなり高くなっています。また、日本の最高気温を更新するなど極端な高温も生じています。



埼玉県の気温上昇（熊谷における年平均気温の推移）（気象庁アメダスデータより作成）

4 植生

自然植生（人の手が加わらない自然本来の植生）は、気温（緯度に大きな差のない本県では主に標高）や降水量によって変化します。

本県では、低地から台地・丘陵、標高 250m（南部）～550m（北部）前後までの低山下部にかけての広い範囲が、暖温帯（カシ類、スダジイ等の照葉樹林が中心となる植生帯）となっています。そこから標高 650m前後までの低山は内陸性の中間温帯（暖温帯の要素も冷温帯の要素も少ない「すき間」の植生帯）、更に 1,600m前後までの山地は冷温帯（ブナ・イヌブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が中心となる植生帯）、1,600m以上の亜高山は亜寒帯（コメツガ、シラビソ・オオシラビソ等の常緑針葉樹林が中心となる植生帯）となっています。

現在、低地部の多くは農地や市街地として利用されていますが、河川の流路跡を起源とする沼や水路なども多く、周辺には湿地も残されています。このような場所は、かつてはハンノキ林やヤナギ林等の湿性の森林や、ヨシ群落やオギ群落等の草原が占めていたと考えられます。

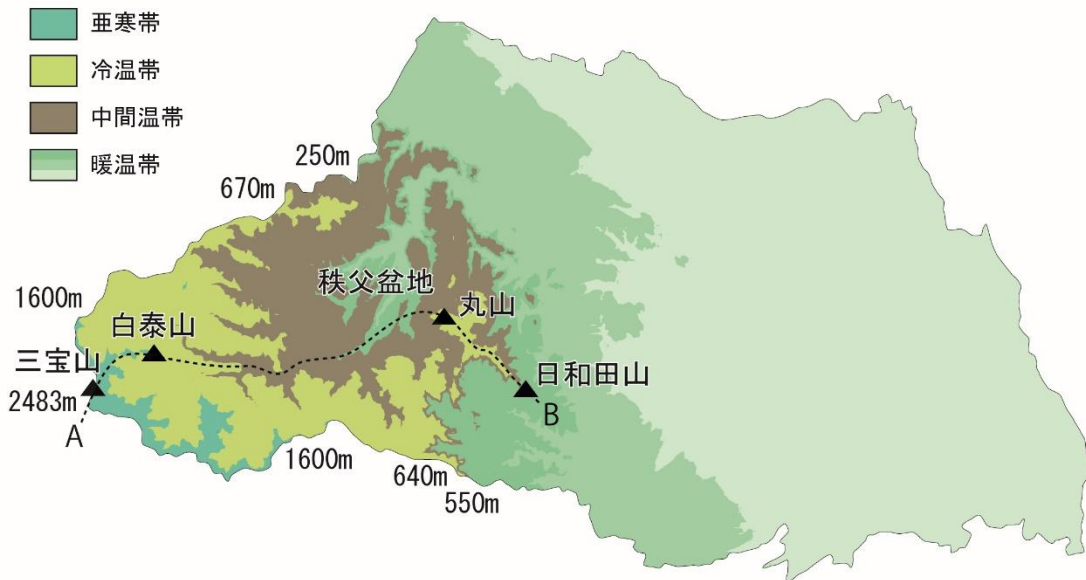
台地や丘陵には、クヌギやコナラ等を植栽して仕立てた雑木林が広がり、暖温帯の代表であるカシ類、スダジイ等の照葉樹林は社寺などにわずかに残るだけとなっています。しかし、これらの雑木林や照葉樹林も、都市化の進行などにより著しく減少しています。

低山では、降水量の比較的多い県西部地域を中心に、岩場や社寺などにわずかにカシ類、スダジイ、タブノキなどの照葉樹林が残されています。中間温帯にあたる秩父盆地周辺では、モミ・ツガ、アカマツ等の常緑針葉樹林、クリ・コナラ、イヌシデ等の落葉広葉樹林など、多様な植生が見られます。一方、低山域は古くから人の生活圏に近く、大部分がスギ・ヒノキの人工林やコナラ等の天然林（二次林）となっています。

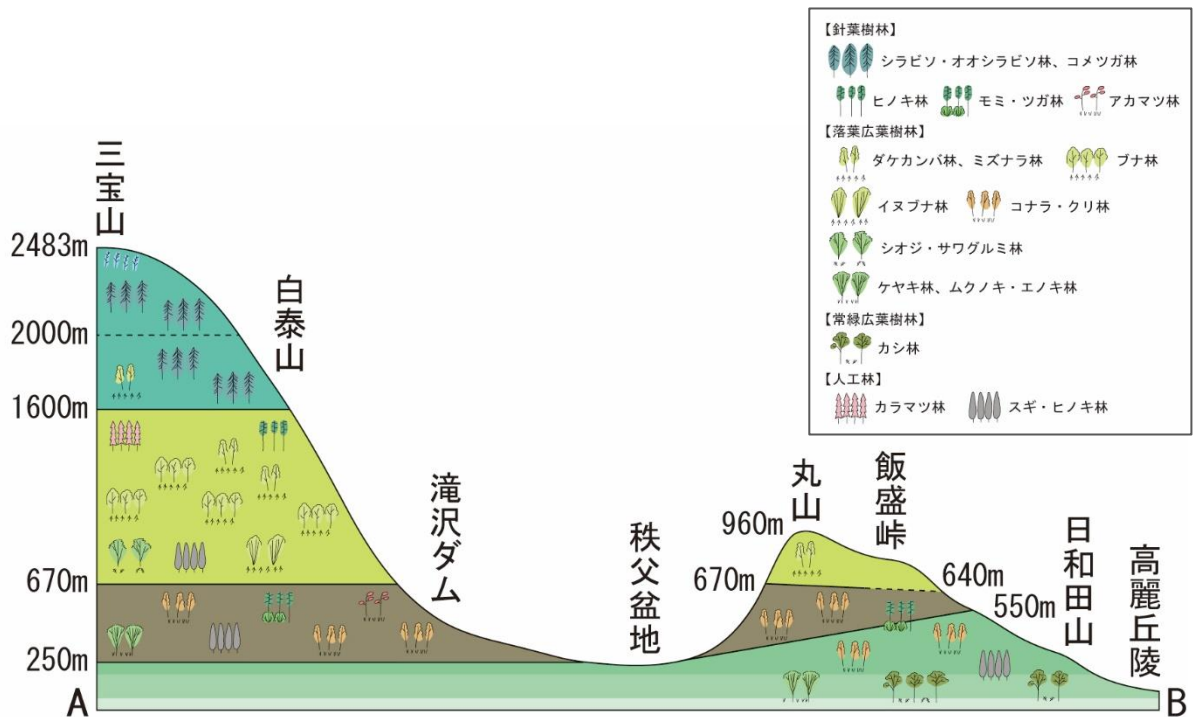
植生帯としては冷温帯にあたる山地でも、スギ・ヒノキ、カラマツ等の人工林が広い面積を占め、ブ

ナ・イヌブナ、ミズナラ、サワグルミ・シオジ等の天然林がまとまって残されている場所は、秩父地方の入川、中津川、大血川の周辺や浦山川の奥など限られます。

亜寒帯にあたる亜高山は県土に占める面積は狭いものの、県内の森林の中で最も自然状態が保たれ、コメツガ、シラビソ・オオシラビソ等の常緑針葉樹が優占する原生林が残されています。しかし、冷温帯の落葉広葉樹林などとも共通して近年はニホンジカの食害による影響が大きく、林床の植物の種類や量はかつてと比べて大きく変質し、健全な森林の更新も危ぶまれる状況となっています。



埼玉県の植生帯区分
(埼玉県立自然の博物館提供)

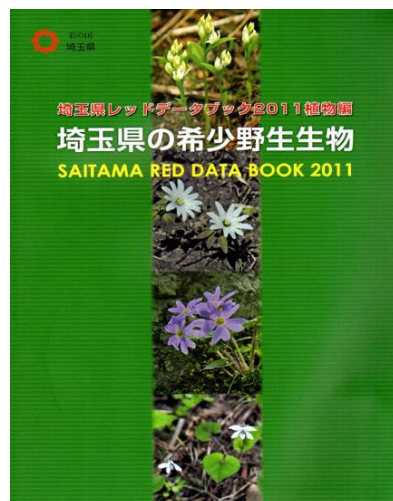


秩父山地の東西断面と植生帯 (模式図)
(埼玉県立自然の博物館提供)

5 植物

埼玉県レッドデータブック 2005 植物編では、本県における在来植物の種数を、有史以前に持ちこまれた帰化植物（通称「史前帰化植物（しぜんきかしょくぶつ）」）も含めて、維管束（いかんそく）植物 2,300 種、蘚苔（せんたい）類 781 種、珪藻（けいそう）類 744 種、珪藻類を除くその他の藻類 791 種、地衣（ちい）類 425 種、菌類 527 種の計 5,568 種としています。埼玉県レッドデータブック 2011 植物編では、本県における絶滅のおそれのある植物の種数は、全分類群を合わせて 1,031 種とされており、県産在来生種（珪藻類を除く計 4,824 種）の 21.4%にあたります。また、絶滅あるいは野生絶滅と判断された種は、シダ植物 5 種、離弁花類 12 種、合弁花類 16 種、単子葉類 19 種及び藻類 1 種の計 53 種となっています。

維管束植物では、絶滅危惧 I A 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種）に分類された地域別の種数を比較すると、亜高山帯、山地帯及び低山帯に分布する植物がその多くを占めています。



埼玉県レッドデータブック
（植物編）

6 動物

埼玉県レッドデータブック 2018 動物編では、本県における県産動物の種数を、脊椎動物では、哺乳類 57 種、鳥類（繁殖鳥、越冬鳥を含む）380 種、爬虫類 16 種、両生類 18 種、魚類・円口類 93 種の計 564 種としています。無脊椎動物では、昆虫類 11,006 種、クモ類 416 種、甲殻類 75 種、多足類 126 種、軟体動物 143 種、環形（かんけい）動物 33 種、扁形（へんけい）動物 12 種の計 11,811 種としています。脊椎動物と無脊椎動物を合わせると合計 12,375 種となります。この中で、本県における絶滅のおそれのある動物の種数は、脊椎動物 179 種、無脊椎動物 663 種の合計 842 種としています。脊椎動物では県産動物種の約 32%、無脊椎動物では県産動物種の約 6%が掲載種となっています。絶滅あるいは野生絶滅と判断された種は、脊椎動物 12 種及び無脊椎動物 33 種の合計 45 種となっています。地域別の種数を比較すると、丘陵地、台地、低地を生息地とする種が多く、生息する地域の標高が低くなるにつれて、絶滅のおそれが高いランクに分類される種が増えています。



埼玉県レッドデータブック
（動物編）

7 特定外来生物

本県で確認された外来生物のうち注視する特定外来生物*として、哺乳類ではアライグマ、マスカラット、鳥類ではガビチョウ、ソウシチョウ、爬虫類ではカミツキガメ、アカミミガメ、両生類ではウシガエル、魚類ではオオクチバス、コクチバス、ブルーギル、昆虫類ではクビアカツヤカミキリ、甲殻類ではアメリカザリガニ、クモ類ではセアカゴケグモ等が挙げられます。アライグマやカミツキガメは飼い主の飼育放棄で野外に放たれたペットが野生化したもので、自然繁殖による個体数の増加が問題視されています。なお、アカミミガメとアメリカザリガニは、既に全国各地に定着し、在来種や地域の生態系に大きな悪影響を与えている可能性があるため、2023（令和5）年6月に「条件付特定外来生物（通称）」に指定されました。

アライグマは比企地域に多く、隣接する地域から県内全域へ急速に分布域が拡大しています。生息数の多い地域では、在来の両生類や爬虫類の生息に大きな悪影響を及ぼしているおそれがあります。また、農作物の食害や民家の天井裏での糞尿被害など、人間の生活にも影響を及ぼすとともに、人獣共通感染症を媒介する危険性も懸念されています。アライグマの県内の捕獲頭数は、2002（平成14）年度の2頭を皮切りに急激に増加し、2022（令和4）年度は年間10,515頭と増大しています。

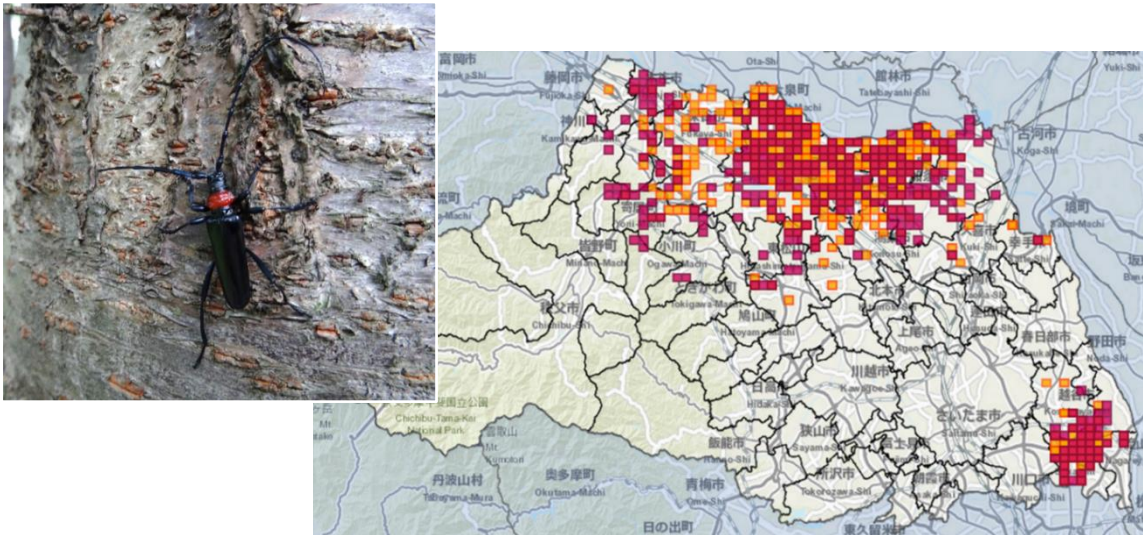
クビアカツヤカミキリは、2013（平成25）年に県南東部の草加市と八潮市の葛西用水沿いのサクラで、被害が初めて確認されました。その後被害は急激に拡大し、2022（令和4）年度までに、県内24市町村で被害が確認されるに至っています。また、2023（令和5）年9月にツヤハダゴマダラカミキリ及びサビロクワカミキリが特定外来生物として追加指定されました。ツヤハダゴマダラカミキリについては既に県東部を中心に複数の市町で被害が確認されています。

植物では、特定外来生物19種類のうち県内で生育を確認されているのは10種（ミズヒマワリ、アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ボタンウキクサ、ナルトサワギク、ブラジルチドメグサ、ナガエツルノゲイトウ）です。これらは非常に強い繁殖力が問題視されています。アレチウリとオオカワヂシャは、既に全県的な駆除は不可能な状況にまで分布が拡大しています。河川や水路では、ミズヒマワリ、オオフサモやナガエツルノゲイトウの分布が急速に広がっている場所もあり、流水の阻害などが懸念されています。

*特定外来生物：外来生物であって、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるもののこと。



県内における特定外来生物アライグマの捕獲頭数の推移
 (※2007(平成19)年度以降は狩猟による捕獲を除く)



県内における2022(令和4)年度までの特定外来生物クビアカツヤカミキリによる被害地域



特定外来生物オオキンケイギク(左)とオオフサモ(右)

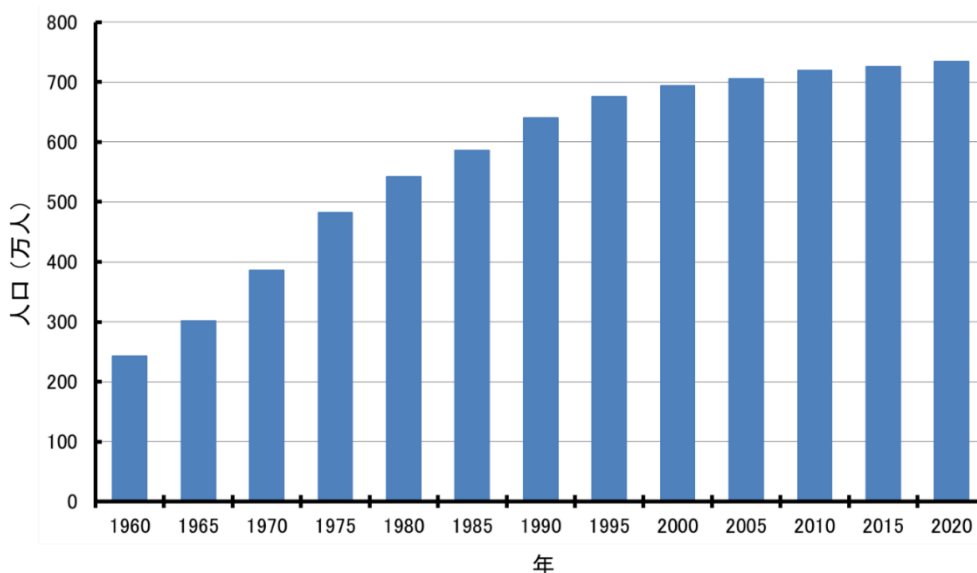
Ⅱ 土地利用等の動向と現況

1 人口及び土地利用の動向

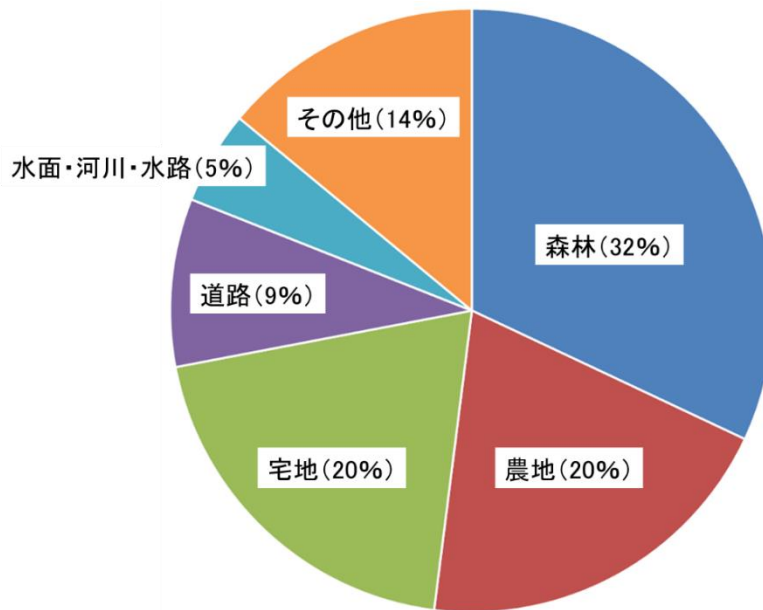
本県の人口は、1950年代後半から急増し、1960（昭和35）年の243万人が1970（昭和45）年には387万人となり、1977（昭和52）年2月には500万人を超える上昇カーブを示しました。約10年後の1987（昭和62）年5月には600万人を超え、その後は上昇率が鈍化しましたが、2002（平成14）年8月には700万人を超えました。2023（令和5）年4月1日現在の推計人口は約732.8万人であり、世帯数は約325.4万世帯（一世帯あたり約2.3人）となっています。1920（大正9）年の国勢調査開始以降、全国で唯一、人口が増加し続けた埼玉県ですが、2022（令和4）年4月に総務省が公表した2021（令和3）年10月1日時点の人口推計では、初めて人口が減少に転じています。

2020（令和2）年における県土の利用形態は、県土面積3,798km²のうち、おおよそ、森林が32%、農地が20%、宅地が20%、道路が9%、水面（遊水池、ダム、調節池など）・河川・水路が5%、その他が14%で、農林地の面積が県土の50%以上を占めています。本県は東京都に隣接しているという地理的特性等からこれまで人口が急増し、鉄道網、道路網等の整備による交通利便性や生活利便性、経済社会諸活動の拡大により、農林地が減少し宅地が増加する等、急速な都市化が進んできました。1975（昭和50）年には、森林が1,312km²、農地が1,211km²存在していましたが、2020（令和2）年には、森林が1,199km²、農地が741km²に減少し、45年間で合わせて583km²が消失しました。

近年は、農山村地域を中心とした過疎高齢化の影響から、県南部の一部を除き都市化圧力は減衰しています。



埼玉県の人口の推移（国勢調査データより作成）



2020（令和2）年における県土の利用形態割合

2 農地

本県は、西部の山地を除き台地から低地にかけて農地が広がり、県土の20%を占めています。

江戸時代に行われた見沼代用水、葛西用水、野火止用水等の開削や新田開発等から近代の用排水路の整備等による農地拡大が行われ、東京都に隣接するという地理的特性等もあって、台地・丘陵地域には畑作地帯、低地には水田地帯が広がっています。

1950年代後半以降の急速な都市化は農業環境を変化させることとなり、住宅地、工業用地等への転用により農地は減少しました。農地面積は、1965（昭和40）年は1,516km²でしたが、その後年々減少を続け、特に1970（昭和45）年から1975（昭和50）年にかけての減少率は年平均で2%を超えました。

しかし、1975（昭和50）年以降は開発規制の強化や経済情勢の変化等に伴い減少率は徐々に緩やかとなり、2010（平成22）年から2015（平成27）年にかけては年平均で約0.9%、2015（平成27）年から2020（令和2）年にかけては年平均で約0.6%となっています。

一方、耕作放棄地の面積は、1975（昭和50）年には3,515ha（35km²）だったのに対して、2000（平成12）年には11,707ha（117km²）まで増加しました。しかし、それ以降、増加のペースは大幅に減少しており、2015（平成27）年におけるその面積は12,728ha（127km²）でした。



稲穂が実る水田地帯

3 森林

本県の森林面積は、2020（令和2）年現在、1,199km²で県土面積の32%を占めています。所有形態別の割合は、国有林が約10%、民有林が約90%を占め、民有林の人工林率は約53%で、その多くが、木材として利用可能な時期を迎えた林分*です。

本県の森林のほとんどは、針葉樹であるスギやヒノキの人工林、広葉樹であるクヌギやコナラの天然林（二次林）が主体ですが、秩父市（旧大滝村）の奥山にはシラビソ等の亜寒帯系の天然林、県南部の丘陵にはアラカシ等の暖帯系の天然林も存在しています。土壌は、スギやヒノキの生育に適しているため、それら



クヌギとコナラの天然林（二次林）

の植林が続けられてきました。特に、300年あまりの伝統を持つ飯能市を中心とした西川林業地域は優良材の生産地として有名です。

しかし、1974（昭和49）年から1983（昭和58）年までの10年間で、森林はゴルフ場の造成や宅地開発などへの転用により、面積が3.2%減少しました。その後は、ゴルフ場の造成などの大規模な転用は次第に減少し、その一方で住宅用地や工業用地などへの転用により森林が減少しました。また、最近では、太陽光パネルの敷設用地への転用も散見され、森林は依然として減少傾向にあります。森林所有者の高齢化や林業従事者の減少により間伐等の手入れ不足も進んでいます。2008（平成20）年から2017（平成29）年までの10年間の森林減少率は約1.9%であり、比較的緩やかな減少傾向で推移しています。

*林分：樹木の種類、年齢、立木密度、生育状態などがほぼ一様で、隣接したものは森林の様相（林相）によって明らかに区別がつく一団地の森林のこと。

4 水面・河川・水路

本県の水面・河川・水路の面積は、2021（令和3）年現在で191km²であり、水面が約7%、河川が約79%、水路が約14%を占めています。水面のうち大きいものは、滝沢ダム、浦山ダム、合角ダム、権現堂調節池、山口貯水池、大相模調節池（越谷レイクタウン）等があります。本県の河川は、利根川水系と荒川水系のいずれかに分けられます。荒川水系の流域面積は、県内全流域面積の約66%を占めています。

県土面積に占める河川面積の割合は3.9%で全国第2位となっています。国又は県が管理する一級河川は計162河川、そのうち荒川水系は98河川で総延長約1,000km、利根川水系は64河川で総延長約736kmです。市町村が管理する準用河川は183河川あり総延長は317kmです。広大な低地には農業用水路が網目状に広がり、台地や丘陵地には多くのため池が散在しています。また、湧水は水路や河川の水源であるとともに、その土地特有の植生や生物を育む貴重な生態系の形成に役立っており、武蔵野台地北部周辺及び櫛引・本庄台地に多くみられます。

近年、局所的な集中豪雨が河川等の氾濫を引き起こす事案が本県を含め全国各地から報告されています。このような水災害を防止・軽減するためには、引き続き治水事業を進めていくことが必要です。なお、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（第204回国会閣法第18号）では、「流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラ*の考えを推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること」を求めています。治水事業や利水事業、河川の利活用のために設置された人工的な構造物は、水辺の生態系に変化をもたらす可能性があることから、多種多様な動植物の生息環境に配慮した多自然川づくり*を推進していく必要があります。



滝沢ダム（秩父市）



星川河川敷（行田市）

*グリーンインフラ：1990年代後半頃から欧米を中心に使われてきた、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方のこと。我が国では、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組と整理されている。

*多自然川づくり：河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

Ⅲ 地域ごとの生物多様性の現況

埼玉県は、原生林を残す奥秩父の山々や武蔵野の雑木林、低地に広がる水田など、変化に富んだ多様な環境が特徴です。

1 山地

奥秩父山地は県西部に位置し、一部ではブナ・イヌブナ、ミズナラ等の天然林が残されています。東京都、山梨県、長野県との県境に位置する最奥地には、シラビソ林やオオシラビソ林、コメツガ林など学術的に貴重な原生林が広がっています。この地域は、1950（昭和 25）年に国を代表する優れた自然の風景地として、「秩父多摩国立公園」に指定され、2000（平成 12）年には名称が「秩父多摩甲斐国立公園」に変更されました。また、2000（平成 12）年には特に優れた自然景観・原始状態を保持している地区として、指定区域内の亜高山帯森林の一部が、「特別保護地区」に指定されました。

森林は木材の生産だけではなく、水源かん養や土砂災害防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全などの多面的機能を有し、自然の恵み（生態系サービス）を私たちにもたらしてくれます。

しかし、奥秩父の亜高山帯森林のシラビソ林やオオシラビソ林では、ニホンジカによる食害が発生し、埼玉県・山梨県境の雁坂峠などでは立ち枯れ帯が確認されています。また、ニホンジカが高密度で生息する場所では、林床下層植物が食害により消失し、シカが好まない有毒植物・有刺植物しか残らない場所もあり、種の多様性の低下に加えて森林の保水力もなくなり山腹崩壊（山くずれ）が起こるなど、森林生態系や生態系サービスを大きく劣化させています。



2004（平成 16）年 10 月



2009（平成 21）年 5 月



2014（平成 26）年 10 月

奥秩父雁坂峠付近の亜高山帯森林におけるニホンジカの食害に伴う森林の経年変化



有毒植物のハシリドコロだけが生育した林床

2 丘陵地～低地

県西部から県北部にかけての山地や丘陵地には、スギやヒノキ等の人工林が分布し、林業が営まれています。また、武蔵野の面影を残すコナラ、クヌギなどの平地林、豊かに広がる田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されています。中央部の丘陵地から東部の低地までは、変化に富んだ地勢にあった特色のある地域農業が展開され、野菜、米、麦、花き、果樹、茶、畜産など多彩な農業が営まれています。

本県は、農耕を基盤としてきたため、丘陵地、台地、低地のほとんどの地域に里地里山が広がっています。本県で記録されている野生動植物種は約 18,000 種（日本の既知種の約 20%を占める）であり、低地から丘陵地帯にかけて広がる里地里山的な環境には、その多くの種が生息・生育しています。

東京都と埼玉県の間にある狭山丘陵は、面積は約 35km²（東西 11 km、南北 4 km）の広さで、人が自然と関わってきた歴史を通じて、雑木林や谷津（谷戸）*といった様々な環境が形成されており、都心から約 40 km圏にあることから、首都圏に浮かぶ「緑の島」と称され、保全が進められています。狭山湖周辺の狭山丘陵地帯は埼玉県立狭山自然公園に指定され、自然とふれあえる場所がたくさんあります。狭山丘陵の東部に位置する緑のトラスト保全第 2 号地「狭山丘陵・雑魚入（ざこいり）樹林地」はコナラ、クヌギ、アカシデ等の雑木林が広がり、湧水による沢と湿地が組み合わさり、多様な動植物の生息・生育環境をつくりだしています。

県西部の武蔵野の台地にある三富地域は、川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町の 5 市町にまたがり、面積は約 32km² の豊かな農地です。屋敷地、畑、平地林が短冊状にきれいに区画された地割景観が保全されています。屋敷地には防風のためにケヤキやスギ等が植えられ、コナラ、クヌギ、エゴノキ、アカマツ等からなる平地林は堆肥となる落ち葉の供給源となってきました。

*谷津（やつ）：丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形のこと。「谷戸（やと）」ともいう。丘陵の最も奥から湧き出した水が「谷津田（やつだ）（谷戸田（やとだ）」）と呼ばれる水田を発展させた。人々はその周辺に自然と共生しつつ集落を形成した。

県北部と西部の間に位置する岩殿丘陵や比企丘陵等はゆるやかな丘陵地帯となっています。岩殿観音のある物見山は展望がよく、特にアカマツとクヌギの緑が美しく映える武蔵嵐山周辺は、景観が優れていることから、県立比企丘陵自然公園に指定されています。

県中央部の低地に位置する見沼田圃は、さいたま市と川口市の2市にまたがり、東京から20~30km圏に位置しています。南北約14km、外周約44km、面積は約13km²の大規模緑地空間です。かつてはほとんどが水田で、水害から市街地を守るために開発抑制が行われてきました。現在は野菜、花、植木等の畑が中心となり、芝川や見沼代用水、斜面林が一体となった美しい田園風景が広がっています。四季折々の自然と豊かな田園風景の顔を持ち、一年を通して様々な植物が芽吹き、動物たちが息づく貴重な「緑」の空間となっています。

このように丘陵地から低地に広がる里地里山は、生態系サービスのひとつである供給サービスとして米や野菜を生産するだけでなく、その生産活動を通じ、県土の保全、水源かん養などの調整サービスや、良好な景観形成、文化の継承といった文化的サービスをもたらすなど、多面的機能を発揮しています。しかし、近年、太陽光発電施設の設置や平地林・丘陵林におけるカシノナガキクイムシによるナラ枯れの拡大が、生態系サービスに影響を及ぼすことが懸念されています。



三富地域の地割景観



見沼田圃の緑地風景

3 市街地

本県では、戦後の人口の急増に伴い、森林や農地から、宅地や工場用地への急速な転換が起こり、野生生物の生息に適した多くの自然環境が失われてきました。

一方で、市街地にある公園緑地や小規模の樹林地等の緑地は、近年、野生生物に新たな生息環境を提供するとともに、生物多様性を創出する場所として注目されています。また、市街地の緑地は避難場所として防災に寄与し、人々が緑とふれあうことで心の癒し効果をもたらす等、多様な機能を発揮しています。

本県では、都市部を中心に、地表面被覆の人工化*や人工排熱の増加により気温が上昇するヒートアイランド現象が顕在化しています。樹木などの植物が生育する緑地は、ヒートアイランド現象や暑熱環境の緩和など、都市環境の調整機能を有しています。

また、ある種の野生生物にとって市街地は食物資源が豊富で天敵もいないため、本来の生息地である里地里山から市街地へと行動範囲が広がり、人間の生活に悪影響を及ぼしています。

人間と野生生物の接触機会が多くなる市街地では、アライグマやハクビシンの家屋侵入、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の住宅街への出没、ムクドリによるフン害など、様々な軋轢が発生しています。



都市部に出没したハクビシン

*地表面被覆の人工化：緑地が少なくなり、地面が熱をためやすいアスファルトやコンクリートに覆われていること。

IV 生物多様性に対する県民意識の現況

本県では、2018（平成30）年度から毎年度、県内在住の満18歳以上の男女（2018（平成30）年度と2019（令和元）年度は3,000人、2020（令和2）年度～2022（令和4）年度は5,000人）を対象に、「県政世論調査」により生物多様性に対する意識の現況を調べてきました。この世論調査では、「生物多様性という言葉を知っていますか？」という設問に回答していただきました。

その結果、「言葉の意味も含めて知っている」と「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らない」を合わせた「知っている」の割合は、2018（平成30）年度は61.8%であったのに対して、2022（令和4）年度には67.2%となりました。このように、「生物多様性」という言葉の認知度は徐々に増加していますが、2018（平成30）年2月に策定した県戦略の2021（令和3）年度目標値（認知度75%以上）には達していません。

県民の生物多様性に係る価値観と行動を変革するためには、「生物多様性」の認知度を更に向上させていく必要があると考えます。

V 県戦略（2018（平成30）年2月策定）の成果と課題

2018（平成30）年2月に策定した県戦略では、本県の多様な地域環境に応じた生物多様性を保全し、持続可能な利用を実現させるため、以下の3つの基本戦略に区分し、生態系サービスの回復と機能向上を目指す取組を展開してきました。

- I 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる
- II 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する
- III 都市環境における緑*を創出し、人と自然が共生する社会をつくる

各基本戦略における取組を展開した中での成果と課題を以下に示します。

埼玉県生物多様性保全戦略（2018（平成30）年2月策定）の目標値の達成状況

	目標	計画策定時	目標値	進捗状況					達成状況
				2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R元年度)	2020年度 (R2年度)	2021年度 (R3年度)	
1	森林の整備面積（累計）	—	12,500ha	2,258ha	4,487ha	6,434ha	8,206ha	9,765ha	未達成
2	緑の保全面積	531ha	557ha	542.6ha	545.8ha	547.6ha	556.8ha	558.2ha	達成
3	外来生物の認知度	66.3%	75%以上	認知度調査 実施なし	93.3%	93.8%	95.3%	94.50%	達成
4	身近な緑の創出面積（累計）	—	250ha	94.8ha	164.9ha	227.2ha	288.9ha	371.9ha	達成
5	彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数（累計）	233団体	310団体	284団体	348団体	465団体	570団体	583団体	達成
6	希少野生動植物種の保護増殖箇所数（累計）	88か所	120か所	116か所	119か所	144か所	147か所	147か所	達成
7	生物多様性の認知度	70.3%	75%以上	認知度調査 実施なし	61.8%	63.9%	67.7%	70.3%	未達成

○ 基本戦略 I 「多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる」

<取組>

- ①適正な森林の整備と保全の推進
- ②野生鳥獣の個体数管理による森林生態系への被害防止
- ③森林生態系の野生動植物の保護の推進

<成果と課題>

- ◆「森林整備面積」に関する目標値を達成することができていない状況を踏まえ、今後も引き続き適切な森林整備に努める必要があります。
- ◆ 温暖化による積雪期間の減少や過疎等により、ニホンジカの生息範囲は拡大しており、下層植物等の食害が進んでいます。ニホンジカの生息範囲と密度を適正な水準まで減少させるために、県主体の管理捕獲を継続する必要があります。
- ◆「希少野生動植物種の保護増殖」に関する目標値を達成することはできました。引き続き、絶滅のおそれがある野生動植物種を保全するために、それらの調査等は継続して実施するとともに、県内希少野生動植物種の保全を推進するため、関係機関等と連携し、市町村、学校、保全団体等への技術支援を行い、保護増殖の取組を進める必要があります。

○ 基本戦略Ⅱ「里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する」

<取組>

- ①里山・平地林整備の促進による生物多様性の向上
- ②良好なみどり*の保全の推進
- ③多自然川づくりの推進
- ④環境負荷低減に向けた農業農村整備の推進
- ⑤野生鳥獣の適正な保護管理による生態系サービスの回復
- ⑥外来生物対策の推進による生態系の保全
- ⑦多様な生態系と野生動植物の保全の推進

<成果と課題>

- ◆「緑の保全面積（累計）」に関する目標値は達成することはできましたが、生物多様性の保全など里山・平地林の公益的機能を維持発揮していくためには、引き続き適切な整備・保全が必要です。SDGsに沿った環境配慮活動が社会全体に求められており、地域の里山・平地林の保全のため、森林所有者だけでなく、様々な主体による継続した活動が期待されています。
- ◆ 地域ボランティアの高齢化などにより、川の再生を目指して整備した施設の継続的な利活用や維持管理が困難になっています。
- ◆ 農業に由来する環境負荷の低減に向けて、総合防除*（IPM、総合的病害虫・雑草管理）技術等の生産現場への普及や有機農業を含むエコ農業の推進を図ることが必要です。
- ◆ ニホンジカ及びイノシシの生息範囲と密度を自然環境被害や農林業被害が起こらないレベルまで減少させるためには、今後も捕獲への努力量を維持し、効率的にマンパワーを振り分けていく必要があります。また、野生動物の生息範囲は山間部から平野部へと広がっており、被害地域は広域化しています。捕獲促進のため、狩猟者の育成確保、鳥獣に関する防除技術の開発等を進めることが必要です。
- ◆ 「外来生物の認知度」に関する目標値は達成することはできました。しかし、その一方で、アライグマの捕獲数は増加しているものの、農作物被害や生活被害を十分に抑制するまでには至っていません。現状では個体数の抑制は困難なため、収穫されない野菜や果樹の放置や、空き家などの隠れ場所に対する対策が必要と考えられます。また、クビアカツヤカミキリの被害も拡大しており、更なる情報収集や市町村などへの支援が必要です。外来生物の防除については、その生態に関する最新の知見とともに、地域の自然環境に応じた対策の検討や、住民への啓発が不可欠です。
- ◆ 生物多様性保全を推進するためには、保全活動団体の活動内容、調査結果等の情報共有を進め、保全活動の更なる推進をサポートしていく必要があります。

*緑、みどり：「緑」とは、樹木や樹林地などの身近な緑のこと。また、「みどり」とは、身近な緑に加え、森林、河川や池沼を含む湿地などの総称のこと。ただし、いずれも事業や施策の名称として用いる場合もある。

*総合防除（IPM、総合的病害虫・雑草管理）：病害虫・雑草の発生増加を抑えるため、利用可能な全ての防除技術の経済性や環境への影響等を考慮し、適切な手段を総合的に講じる管理手法のこと。これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめるものである。また、農業を取り巻く生態系の攪乱を可能な限り抑制することにより、生態系が有する病害虫及び雑草抑制機能を可能な限り活用し、安全で消費者に信頼される農作物の安定生産に資するものである。

○ 基本戦略Ⅲ「都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくる」

<取組>

- ①身近な緑の創出の促進
- ②都市公園の整備による緑の創出
- ③多自然川づくりの推進
- ④都市化に伴う野生鳥獣の適正な保護管理
- ⑤外来生物による生活被害の防止
- ⑥県民主体の生物多様性保全活動の推進
- ⑦都市地域での生物多様性保全の普及啓発
- ⑧生物多様性情報の収集と公開

<成果と課題>

- ◆「身近な緑の創出面積（累計）」及び「彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数（累計）」に関する目標値は達成できましたが、緑化については、地域の状況に応じた緑の創出を行うための継続的な働きかけが必要です。
- ◆「生物多様性の認知度」の目標値を達成することができていない状況を踏まえ、より多くの県民に生物多様性という言葉とその意味について理解促進を図るとともに、生物多様性の損失は身近な解決すべき課題であり、その保全に向けた主体的な行動を促すための普及啓発・教育を更に充実させる必要があります。

VI 県で取り組むべき主な課題

埼玉県の生物多様性をとりまく自然環境などの現況、これまで展開してきた県戦略において取組を進める中での現状評価、生物多様性国家戦略 2023-2030 が掲げる課題などを勘案して、今後取り組むべき主な課題を以下に示しました。

- 30by30 の推進
：2030（令和 12）年までに県土全体の 30%以上を保護地域及び保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）として保全し、グリーンインフラなどとしての社会的・経済的価値を高める必要があります。
- 希少種保全の推進
：絶滅危惧動植物種に関する調査や、県内希少野生動植物種の保護増殖に関わる活動の支援などが必要です。
- 特定外来生物の被害拡大への対応
：被害及び防除技術に関する情報の収集、防除対策に関する検討と市町村支援、被害防止に関する普及啓発などの取組が必要です。
- 野生動物（ニホンジカなど）の生息範囲の拡大による被害地域の広域化への対応
：管理捕獲の継続、狩猟者の育成・確保、鳥獣害防除技術の普及啓発など、野生動物の生息範囲と密度の縮減を図る取組が必要です。
- 農業に由来する環境負荷低減の推進
：総合防除（IPM）技術の導入、有機農業など、農業に由来する環境負荷の低減に向けた取組が求められています。
- 生物多様性保全に係る取組を支える基盤の整備
：生物多様性に関する基礎的・科学的な基盤情報や自然環境データなどを収集・管理するとともに、適切かつ迅速に活用できるよう情報発信の基盤・体制を整備することが求められています。
- 生物多様性保全活動支援の推進
：活動団体の活動内容や調査結果などの情報共有、活動の担い手育成、サポート推進などが必要です。
- 生物多様性の認識・理解の向上
：生物多様性に関する普及啓発と教育を推進する必要があります。
- 森林、里地里山などの公益的な機能を発揮させるための適切な維持管理と保全
：多様な主体による継続した保全活動を強化・推進する必要があります。

【コラム3：30by30】

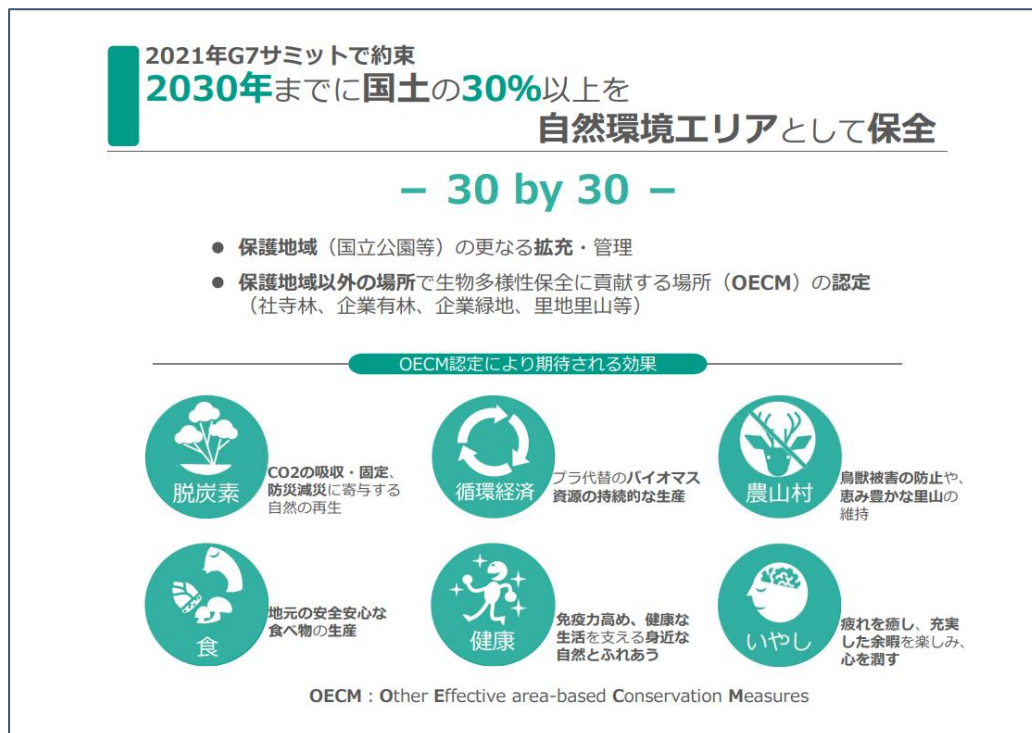
30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」（いわゆる「ネイチャーポジティブ：自然再興」）の実現に向けて、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする世界目標のことで、

G7各国（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国）は、2021（令和3）年6月に英国で開催されたG7サミットにおいて、自国の生態系の少なくとも同じ割合を保全することを約束しました。

日本では、陸域20.5%と海域13.3%（2021（令和3）年8月現在）が、国立公園の指定等により保護地域として保全されています。

国立公園等の保護地域を拡充するとともに、里地里山、企業林、社寺林などのように、保護地域以外で地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）を自然共生サイトとして認定し、30by30目標の達成を目指すこととされています。

また、30by30目標の達成に向けては、生物多様性保全の効果をより確実なものとするため、面積目標の達成に加え、保護地域やOECMの管理の質の向上を進めることも重要となります。



出典：「30by30 基本コンセプト」より抜粋（環境省）
<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/index.html>

【関連項目】 39 ページ「第3章のVI 県で取り組むべき主な課題」